

## [事案 2021-237] 契約解除無効請求

・令和4年8月31日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたことを不服として、解除の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年11月に契約した団体保険（定期保険・終身医療保険）について、令和3年4月に相手方保険会社の他の保険（以下「申立外契約」）を申し込む際、慢性腎炎による定期通院を告知したところ、本契約では告知していないとして、契約を解除された。しかし、以下の理由により、解除を無効としてほしい。

- (1) 本契約の告知時、募集人に対して、定期通院の事実と、主治医の見解は「寛解」である旨を伝えたと、告知事項は「なし」でよいと言われた。
- (2) 申立外契約では告知を行っており、本契約のみ意図的に告知しなかったことはありえない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の募集人は、申立人から病歴を聞いたことはなく、不告知教唆に該当するような行為も行っていない。
- (2) 申立外契約の募集人は、申立人から病歴を聞いた覚えはあるが、本契約とは別の募集人である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人ならびに本契約の募集人および申立外契約の募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。